

## 平成30年度介護報酬改定に係るQ & A

介護報酬改定に伴い、お問い合わせの多いもので組織内調整が完了したものを掲載しております。ご参考にして下さい。

平成30年7月現在  
世田谷区介護保険課

### ◎居宅介護支援

#### Q 1 ●居宅介護支援における特定事業所加算の新たな要件について

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定要件として、新たに「他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等の実施」が追加されることになったが、現在、世田谷区の主任ケアマネジャーの地区・地域の役割として、あんしんすこやかセンターで開催する事例検討会での企画や運営、ファシリテーター等の役割を担っている。この活動はこの要件に該当するのか。

A 1 世田谷区では、平成28年度に「世田谷区の主任ケアマネジャーの地区・地域の役割」を示し、現在、各地区・地域で主任ケアマネジャーに様々な活動をしていただいております。これは、国の主任介護支援専門員研修実施要綱の目的にある「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員」の活動であり、この活動の実績を主任介護支援専門員更新研修の推薦要件の一つとして位置付けております。

一方、今回の特定事業所加算は、あくまでも事業所としての活動を要件としていることから、主任ケアマネジャーとしての活動をもって本加算の要件を満たしていると判断することは難しいと考えております。

そのため、現在の地区での活動や地区内の事業所間の連携を活かし、例えば、あんしんすこやかセンターで開催している複数回の研修の1回を、事業所の共同主催として主体的に実施することで今回の要件を満たす活動を行うことが考えられます。

この場合、共同主催の事業所の主任ケアマネジャーが企画・運営・事例提出・司会進行・資料作成・ファシリテーター等の役割を担うこととともに、開催チラシ等で共同主催が明確にわかること、議事録等で開催内容や事業所間の役割を明確にさせていただく必要があります。また、その他国の定める要件（2法人以上が参加）を満たすことも必要です。

なお、本内容については、平成30年3月27日時点までの国の情報等に基づいて作成しています。

## Q 2 ●入院時情報連携加算、退院・退所加算における様式について

入院時、又は退院・退所時に利用者情報を病院・診療所の職員と情報提供する様式として、今回国より様式例が示されたが、従来から世田谷区で示している「医療と介護の連携シート」（入院時/退院・退所情報）を用いて情報提供・情報収集しても入院時情報連携加算、退院・退所加算の算定をすることは可能か。

**A 2 世田谷区で示している「医療と介護の連携シート」（入院時/退院・退所時）を用いて情報提供・情報収集した場合についても、必要な項目（入院日・心身の状況・生活環境・サービスの利用状況）が記入されていれば、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定できる。**

## Q 3 ●居宅介護支援における退院退所加算の算定について

退院退所加算Ⅰロ・Ⅱロ・Ⅲの算定要件となるカンファレンスと認められるためにはどのような参加メンバーが必要か。

**A 3 老企第36号第3の1（3）①に規定する病院又は診療所のカンファレンスは、《「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診察報酬点数表の退院時共同指導料2の注3」の要件を満たすもの。》とあります。**

その規定によれば、①入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、②在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、③保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、④保険薬局の保険薬剤師、⑤訪問看護ステーションの看護師等、⑥理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、⑦介護支援専門員又は相談支援専門員とのうち、いずれか3者以上と共同していることと規定しています。

すなわち、①のほかに、②～⑦の3者（合計4者）の参加が必要となります。

今回のご質問は、居宅介護支援事業所の加算の算定になりますので、⑦の介護支援専門員は参加していることが必須になりますので、①、⑦のほかに、②～⑥の2者の参加が必要になります。

その要件が欠ける場合は、「イ」の算定となります。